

平成23年7月20日

於：国土交通省中央合同庁舎2号館15階海事局会議室

交通政策審議会海事分科会

第25回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	

審議事項

1. 船舶料理士に関する省令の一部改正について	1
2. 救命艇手規則の一部改正について	1
3. 船員法施行規則の一部改正について	5
4. 船員に関する特定最低賃金の改正について	11

3. 閉 会	12
--------	----

【出席者】

(委員及び臨時委員)

公益代表 落合委員、石塚委員、今津委員、河野委員、野川委員

労働者代表 高橋委員、立川委員、藤澤委員

使用者代表 五十嵐委員、小比加委員、小坂委員、三木委員

(事務局)

国土交通省 井手局長、後藤審議官、三好参事官

海事人材政策課 石澤海事人材政策課長、久米雇用対策室長、林企画調整官

運輸労務課 山本運輸労務課長

海技課 岩月海技課長

開 会

【林企画調整官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第25回船員部会を開催させていただきます。

事務局の海事局海事人材政策課の企画調整官、林でございます。

本日は委員及び臨時委員総員17名中12名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず最初に、臨時委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。お手元に新しい委員名簿をお配りしておりますが、日本船主協会の役員交代に伴いまして、林臨時委員が辞任され、後任として五十嵐臨時委員にご就任いただいておりますので、ご紹介いたします。

次に、海事局に人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。岩月海技課長でございます。

【岩月海技課長】 岩月と申します。どうぞよろしく申し上げます。

【林企画調整官】 続いて、配布資料の確認をさせていただきます。お手元に配布資料一覧がございますので、ごらんいただけますでしょうか。

まず資料1、交通政策審議会への諮問。資料1-1、船舶料理士資格制度の見直しについて。続きまして、資料2、交通政策審議会への諮問。資料2-1、救命艇手資格取得手続の見直しについて。続いて、資料3、交通政策審議会への諮問。資料3-1、船員法施行規則等の一部改正について。資料3-2、STCW条約の改正等に伴う船員法施行規則等の一部改正について。資料3の参考資料といたしまして、船員法施行規則等の一部改正、参照条文。続いて、資料4、交通政策審議会への諮問。資料4-1、船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

審議事項 1. 船舶料理士に関する省令の一部改正について

審議事項 2. 救命艇手規則の一部改正について

【落合部会長】 それでは、早速議事に入りたいと思います。審議事項の1は、船舶料理士に関する省令の一部改正、及び審議事項2は、救命艇手規則の一部改正について。こ

れらはいずれも前回の部会からの継続案件であります、その後の調整状況につきまして、事務局のほうからご報告をお願いいたします。

【山本運航労務課長】 運航労務課長でございます。

それでは、船員法関係の2資格の見直し、いずれも6月の部会で諮問させていただいた案件でございますが、ご説明させていただきます。今日、前回提出資料の抜粋をお配りしております。前回ご欠席の委員の方もいらっしゃいますので、簡単に内容を再度ご紹介させていただきます。

まず、船舶料理士につきましては、資料1-1、横長の資料の2枚目、3枚目をごらんください。

船舶料理士の資格制度の改善としては、今年度当初、外航船に乗り組む外国人向けの対応措置をとらせていただきましたが、今回の諮問案件は、主として内航分野での料理士資格受有者確保の要請を受けての措置ということでございます。

現在、船舶料理士資格を取得しようとする方のうち、調理師等の陸上資格を有している方をはじめとして、既に一定の調理実務経験を有する方について、現行制度上、一つの要件であり、また、それがまさに資格取得に当たってのハードルになっているという「船内調理経験要件1年」という要件について、「短期間の海上経験で可とする」旨の見直しを行おうというものでございます。

具体的には、これら陸上資格保有等、既に一定の調理実務経験をお持ちの方の場合については、必要な経験期間を3カ月に短縮させていただくとともに、さらなる工夫改善ということで、既に船舶料理士の資格を持っておられる方と一緒に乗船いただいて、必要な指導監督のもとでの経験、OJTであれば、1カ月以上で経験要件としては可とするという内容のものでございます。

それから、救命艇手のほうにつきましては、資料2-1、同じく横長の資料の3枚目をごらんください。

救命艇手資格につきましては、救命ボート等全般の救命設備を取り扱える資格としての、救命艇手というフルの資格と、それから救命いかだのみを扱える限定の資格という2つの資格体系となっております。

国際航海に従事する船舶については、フルの資格が求められていますが、一部、沿海区域を航行する船舶、具体的には日韓航路等に就航する船舶については、ハード面で救命ボートにかえて救命いかだの搭載でよいとされています。これらの船舶については、今回、

ハード面の規制とソフトの資格面での対応を平仄を合わさせていただきまして、限定資格保有者の選任を可とする内容の制度改正等を諮問させていただきました。

前回部会以降の進捗といたしましては、一つには、今月13日までの間、我々として、パブリックコメントを実施させていただきました。その結果が出ておりますので、簡単にご報告させていただきます。

合計13名の方からご意見をいただきました。1人で両方の制度改正についてご意見いただいている方もいらっしゃいますので、合計値は意見提出の13名を超えますが、資格ごとに申し上げますと、救命艇手については6件、それから、船舶料理士については12件、ご意見をいただいています。

もう少し内容を申し上げますと、救命艇手に関しての6件は、いずれも意見募集をした内容で、早期の制度改善を望む旨のご意見でございました。

また、船舶料理士について、12件のうち、11件が同じく早期の制度改正を望むというご意見であり、1件の方が、内航船舶には、そもそも料理士の配乗の義務づけは要らないんじゃないかという、さらなる緩和要望のご意見でございました。

以上のパブコメ結果をみても、本改正内容にご賛同いただいたものと考えておりますが、この間、並行して、省内での法令改正作業手続も進捗させていただきました。本日の部会でご答申を得られれば、諮問内容に沿った改正省令の公布手続を進めたいと考えています。

具体的には、船舶料理士関係が8月1日公布の9月1日の施行、救命艇手の関係が、同じく8月1日の公布でございしますが、新しい証明様式の印刷作業等もあるということで、少しお時間をいただきまして、10月1日に新制度をスタートさせたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【落合部会長】 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【立川臨時委員】 前回の経緯もございますので、海員組合のほうで取りまとめをいたしました意見関係についてご報告を差し上げておきたいと思えます。

救命艇手に関しましては、特段の意見はございませんでした。

船舶料理士に関しましては、何点か意見が出てまいりました。まず、第1点目としましては、今回の見直しに直接関係するものではなく、本来の船舶料理士というものをどう求めていくのかという問題提起という理解をしていただければよろしいかと思えます。と

いいますのは、今回の船舶料理士というのは、あくまでも陸上職で免許を持っている方を海上に転用しようという趣旨でございます。それ以前に、本来必要である船舶料理士を教育する機関自体が何年か前からなくなっていると。たしか厚岸のほうに1件あるということでございますけれども、基本的にはなくなっているという理解が正しいかと思えます。そのような状況を変える必要があるのではないか。本来の船舶料理士を求める教育機関が必要ではないのかという意見が寄せられておりました。

また、OJT、既に船舶料理士が乗船されている船舶で、1カ月以上の乗船訓練をするというところに関しまして、その内容があまり明確になっていないというコメントがございましたので、そのようなことをお知らせしておきたいと。主要なものとしましては、その2点をお伝えしておけばよろしいのかなと思えます。

どうもありがとうございました。

【藤澤臨時委員】 部会長。

【落合部会長】 どうぞ。

【藤澤臨時委員】 この2件については、前回、パブリックコメントの期間中だということがございまして、我々のほうも、今、ご紹介したように、この間にいろんな意見集約をいたしました。最終的には、今、ここへ出されている内容については、全く異論はございません。

【落合部会長】 ほかにご意見はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【山本運航労務課長】 立川委員のご意見に関して、まず後段の教育内容については、今後、どういう教育をしていただくか、告示や通達等で周知させていただいたり、細かいところを詰めていきたいと思っています。

それから、前段の教育機関との関係ですが、前回の説明の中でも触れさせていただきましたが、要は、「旧海員学校の司ちゅう・事務科というのが平成17年度限りでなくなり、どこにソースを求めるかということで、陸上に目が向いているものの、経験期間要件が長くて」ということで、今般の措置となります。

制度改正2件とも、これですべて、以上終わりということではございませんが、今一番ネックになっている部分を何とか措置させていただこうということで、制度改正をさせていただきました。その点はぜひご理解いただきたいと思えますし、それから、私の担当ではないので、あんまり責任を持ったことは言えませんが、司ちゅう・事務科の廃止にして

も、課程の定員と、実際どれだけの人が学校に入っ­て­こ­ら­れ­て­い­る­か­と­か、­じ­ゃ、­そ­こ­を­出­て­ど­う­い­う­職­に­つ­い­て­い­る­か­と­か­い­う­よ­う­な­要­素­を­兼­ね­合­わ­せ­な­が­ら、­そ­の­当­時、­そ­う­い­う­決­断­な­さ­れ­た­か­な­と­思­い­ま­す。­鶏­と­卵­じ­ゃ­な­い­で­す­が、­今­す­ぐ­そ­れ­を­復­活­し­て­と­い­う­こ­と­は­な­か­な­か­難­し­い­要­素­も­あ­る­だ­ろ­う­と­は­思­い­ま­す。

教育機関とのいうものとの関連では、今まさに立川委員のご発言の中にも出たんですが、簡単にご紹介させていただきます。北海道の厚岸に、今のお名前は、厚岸翔洋高校、要は昔の厚岸の水産高校ですが、普通科とは別に海洋資源科という科が設けられています。その中に生産技術コースと調理師コースという2つのコースがありまして、この調理師コースを出てこられる方々については、いろんな食品関連産業とか観光産業のほかに、船舶料理士という道があるよということを学校パンフレット等でも紹介していただいております。その初めての卒業生の方が、来年の3月に出てこられるということですので、そういう動きもあるということ、それから、早速今回の措置をいたしましたら、校長先生のほうにも本制度改正についてお知らせをしたいと思っております。

【落合部会長】 それでは、国土交通大臣から諮問第133号、これは救命艇手規則の一部改正についてでありますけれども、それとともに、諮問第134号、これは船舶料理士に関する省令の一部改正。これらの諮問された件につきまして、適当であるという結論といたしまして、この結論を海事分科会長のほうに報告をすることにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【落合部会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

【三木臨時委員】 すいません。

【落合部会長】 はい、どうぞ。

【三木臨時委員】 この機会をお借りしまして、御礼を申し上げたいと思います。この料理士の件につきましては、長いこと我々内航業界が非常に困ってきたことであり、また、現場の船員の人たちが大変心配していたことであります。皆様のご賛成をいただきまして感謝いたしております。どうもありがとうございました。

審議事項 3. 船員法施行規則の一部改正について

【落合部会長】 それでは、次の議題に移りたいと思っておりますが、審議事項3であります。

船員法施行規則等の一部改正についてというものですが、これにつきましても、事務局のほうから報告をお願いいたします。

【山本運航労務課長】 それでは、引き続きまして、ご説明をさせていただきます。

資料の3ということで、同じく横長の3-2という資料を見ながらお聞きいただければと思います。STCW条約改正に係る船員法施行規則等の改正、諮問案件ということでございます。

内容のご説明をする前に、冒頭に申し上げさせていただきますが、本省令改正、非常に細かな内容を含むものでして、今、まさに我々としても、関係団体の皆様のご意見をお聞きしている過程でございます。本日の船員部会でのご意見を含め、もう少し関係者の皆様の意見を拝聴した上で検討したいなと思っている点も含まれておりますので、本案件については、今日、この場で結論をいただくのではなくて、引き続き調整を進めさせていただきます。次回の部会で、できれば答申をいただければと考えております。

また、本日お示しする制度改正案は、議論のたたき台ということで、条約改正に準拠したものとして作成しておりますので、一部、また、調整結果次第では、若干微修正等が加わるかもしれませんが、その点、お含みおきいただければと思っております。

それでは、資料3-2をごらんいただきまして、昨年の6月のマニラでの締約国会議で採択をされましたSTCW条約の改正に対応するものとなります。条約自体といたしましては、1枚目の下に記載しておりますが、船員の訓練、資格証明、当直の基準に関する条約ということで、78年に制定されて、我が国の各種船員制度も本条約に準拠したものとなっております。1995年に包括的な見直しを実施されておまして、例えば、このときに、外国資格を有する外国人船員について、旗国として、能力確認の上、自国資格を付与するシステムですとか、あるいは、甲板部の職員の方に対する一定の無線資格の義務づけというものも導入されたところですが、今回、それ以来10年ぶりの包括的な見直しということで、条約改正の議論が行われたものでございます。

具体的には、上の黄色い部分になりますが、昨年の6月25日に採択されまして、一定の期間内に一定規模の反対がなければ、自動的に発効するというもので、来年、12年の1月1日の発効が見込まれているものでございます。来年1月に発効して、最終的には5年後の17年の1月1日に完全施行という形での経過措置も設けられています。

本条約改正につきましては、ご案内の方も多いかと思いますが、BRMですとか、ERMといったようなシミュレーター訓練を新たに義務づけるというような、甲板部、機関部

の船舶職員に係るような制度見直しもございますが、こちらは条約上ももうしばらく猶予期間があるということで、本日も説明させていただく内容は、条約を受けて、国内法としては、船員法関連で受ける部分、これについては、来年の1月にまでに措置する必要があるということで、その部分に関しての制度改正となります。

2枚目、3枚目に改正内容の概要を記載しております。非常に詳細な内容となって恐縮でございますが、ざっとご説明をさせていただきます。

1点目、2ページ目の左側でございますが、タンカーの乗組員に関する資格要件の見直しということで、国内法的には危険物等取扱責任者という資格制度に関しての見直しとなります。

この資格のうち、船長さんですとか、機関長さんですとか、マネジメントの職員に求められる甲種の資格というのと、それ以外の乗組員に求められる乙種の資格という2つの資格がある部分がございます。

まず1点目として、甲種資格について、今度の条約で資格取得に必要な業務経験期間というのが、具体的に3カ月ということで明記されましたので、その要件を国内法上も規定させていただきます。

乙種の資格については、従来、船種によって、資格が区分されていなかったんですが、今度の条約では、石油・液体化学薬品、それから、液化ガスということで、2つに資格が区分されたことに伴いまして、国内法的にも資格を区分する、あるいは、それぞれの資格に対応した船舶での業務経験を資格要件とするというような改正を行います。

それから、3点目、国内法的にも、海技資格の承認制度では既に導入されているシステムですが、外国資格をもとに日本資格を与える場合に、元の外国資格のほうが効力を失った場合には、認定をした日本資格も有効でなくなるというような制度を、この危険物等取扱責任者の資格についても設けさせていただきます。

その他、更新要件としての業務経験期間の短縮ですとか、あるいは更新のための申請期間というのが、条約に基づいて変更の必要があるということで、その旨の改正をさせていただきます。また、資格の認定申請書ですとか、あるいは証書の記載等、様式についても、新条約に対応したものとさせていただきます。

次に、今度の条約改正におきましては、身体適性基準についても見直しが行われています。

まず1点目、視力の基準というのが、今度の条約で強制規定に盛り込まれた、あるいは

具体の視力基準も数字で明示されたということで、国内法的には今でも船員法体系で定めていますが、それについて、例えば、甲板部の船員さんについては、0.4から0.5に引き上げる等の見直しを行わせていただきます。

同じく目の関係ですが、従来条約上はあまり明確ではなかったのですが、色覚検査が強化されています。これに対応して、国内法としては、これまで船員の健康証明に当たっては、対象としていなかった機関部の乗組員の方等について、新たに色覚検査を行う旨を規定させていただきます。規定させていただきますが、そもそも色覚異常については、皆さんご案内のとおり、男性の方の場合、かなり多くのパーセンテージを示すものであるということですか、それから、今まで検査をしていなかったところに、新たに検査を導入するというので、具体的にどういう検査内容にするかは、今後、制度施行までの間に十分検討していかなくちゃいけないと考えています。

それから、全体の健康検査を通じた話として、健康証明書の有効期間というのが条約上明記されています。日本の制度では、ご案内のとおり、船員の方がお持ちの船員手帳というものの中に身体検査の記入欄が設けられておりますが、本証明書の有効期間は国内的に1年となっておりますが、本日お示ししている案では、条約に準拠し、18歳以上の方については、2年間とする内容で記載をさせていただいております。関連で、航海中にこの身体検査の証明書の有効期間が満了したような場合の取り扱いですとか、やむを得ない場合に、証明書を有しないで乗り組む特例に関する規定も新たに規定する必要があります。

その他、⑤のところでございますが、今回の条約の中では、健康証明書の様式について英文を併記する、あるいは本人ですとか、証明を行ったお医者さんの署名が求められているということで、そういう欄を設ける等制度改正を予定しております。

以上が主立った内容となりますが、その他、条約改正に関連して、最後、3ページに記載しましたような各種書式等の改正を予定させていただいております。

1点目が、航海当直部員という船員法に基づく資格の関連で、その認定をさせていただく際の証印の様式、これは旧条約に基づいた認証である旨を記述する様式となっておりますので、条約改正を反映したものに今度改正をさせていただきます。同じく、衛生管理者という資格がございますが、こちらの適任証書についても、条約準拠の資格である旨の記述を加えさせていただきます。

それから、最後、日本の制度では、身体適性の健康証明書というのは船員手帳の中に組み込まれているんですが、今般、この条約改正対応で、その部分について英文併記を行わ

なきやいけないということを先ほどご紹介させていただきました。それに合わせまして、この機会に船員手帳全体について英文併記をさせていただきたいと思っています。関係委員の皆様は、船員手帳の中も含め、ごらんになったことはあるかと思いますが、今でも表紙に「船員手帳」と書いてあって、それとあわせて「Mariner's Pocket Ledger」とかいう英文が併記されていますし、中を見ても随所に英文が出てきまして、例えば「船名」という日本語の下には「name of ship」と書いてありますし、「職務」という日本語の下には「position」と記載されています。しかし、例えば、船舶所有者の住所、氏名、名称とか、船長の氏名なんていう欄を見ると、これは日本語だけで表記がされていたりという状況になっています。この船員手帳、外航船に乗る船員さん、同じく外航船に配乗されている外国人船員さんを含め、持っていたいただいているものなので、全体の様式について、英文併記をしたいと考えています。

なお、船員手帳は、海技免状に外航用、内航用という書式の別がないのと同じように、外航の船員さん用とか、内航の船員さん用ということで様式が分かれておるものではございません。この船員手帳以外にも、既に内航関係の船員さんがお持ちの資格証明書類にも、条約を背景とした資格である場合には、既に英文でこれこれの条約に基づく資格であるというのが、日本語とあわせて併記をされています。

今般、船員手帳を全体的に英文併記化をした場合に、ひょっとすると、内航の船員さんが新しい手帳をごらんになって、ちょっと今までのものより英語が増えたなというご感想をお持ちになるかもしれませんが、当然のことながら、内航の船社さんですとか、船長さんですとか、船員さんが、今後これを記入する際に英語で書かなきゃいけないとかいうことでは全くございませんで、様式として、全体的に英文併記をさせていただきたいという趣旨でございます。そのあたりの趣旨は誤解のないように、十分今後周知を図っていきたいと思っております。

最後に、②というところですが、現行、船員法には海難等発生時の報告制度がございます。これも外航船の関係になりますが、要は航海日誌が英文で作成されている場合の報告に当たっては、従来ですと日本文による訳文の添付をお願いしておりましたが、英語の場合はそのままで報告をしていただけるよう、制度改正をしたいと思っております。

非常に詳細な中身となりましたが、以上でございます。

【落合部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【藤澤臨時委員】 今、この船員法施行規則の改正に対してご説明がございました。最後に言われたのが若干気になるんです。内航フェリー、旅客船、全部船員法ということになりますと、全船員が対象になるわけですし、国内には外国人は1人もいないわけですよ。これは「随分英語が増えたな」だけじゃ済まないわけでごさいますて、例えば、資料3-1の改正の経緯の(2)のところにいろいろ文言で書かれております。おそらく、こういう文言はひとり歩きするんだろうと思いますけれど、問題なのは、国際航海に従事する日本籍船において、外国人の扱いから、今回全部の内航フェリー、旅客船まで英文併記にするんだと。こういう理由では、大きな誤解を生むような要素があるわけです。ご案内のように、日本の国内にはカボタージュ、あるいは外国人船員は1人たりとも収容していないわけですし、国土交通省のほうが、もう日本籍船、日本商船隊は外人が乗っているんだから、その延長で国内もと、こういう説明はちょっと乱暴ですし、ここはよく我々も説明していかなければいけない。

例えば、健康証明関係は、いずれにしても英文併記、今のご説明だと、これはどうしてもやらなきゃいけないですよ。内航船も全部そう、旅客船も。そのほかにも全部ひっくるめて英文併記するという事は、国交省の説明も、その経緯と理由をかなり丁寧にしていただきたいと思います。外航船で日本商船隊にやっているから、そのまま、この際、全部やるんだというのは、大変な誤解を生むと思いますので、これは別に答弁は要りませんが、意見として言わせていただきます。

【落合部会長】 ほかにございますでしょうか。意見、あるいは質問。よろしいでしょうか。この件は今日答申するわけではなくて、次回に決定するという事ですので、それまでの間、十分調整をしていただきたいと思います。それから、この件につきまして、ご意見等がもしございましたら、あらかじめ、事務局である運航労務課のほうにご連絡をいただければと思います。このご連絡いただくに際して、事務局としては、いつごろまでというような希望はあるのでしょうか。

【山本運航労務課長】 その前に、先ほどのご意見に関しては、少なくとも、外航船に乗っておられる方が、外国でこれを見せる場合がある、外国の関係機関の方もこれを見られるという中で、何が書いてあるかわからないという様式はいかなるものかということ为背景、一番の問題意識として見直させていただくものですが、ご懸念の点については、よく、そういうご心配が出ないよう、ご説明の仕方等を考えていきたいと思っております。

本件に関するご意見につきましては、労使委員所属の関係団体の皆様と、引き続き並行して調整を継続させていただきますが、公益委員の先生も含め、何かもし、お気づきの点等あれば、8月の5日ごろを目途にご意見をいただければと思います。

【落合部会長】 それでは、その日取りごろにご意見をお寄せいただければと思います。どうぞ。

【石塚臨時委員】 1つ質問させてください。健康証明関係なんですけど、色覚に関して。私、この条約、よく承知しておりませんが、検査の結果、ある診断がくだされた場合には、健康証明が出ない。したがって船員の資格を失うというところまで書いてあるんですか。

【山本運航労務課長】 船員として船に乗るには健康証明を受けなきゃいけません。その項目として、色覚検査をしないということなんです。甲板部の職員、部員の方の場合、今でも色覚については検査させていただいているんですが、エンジンルームにいらっしゃる機関部の方については、日本の制度上、これまでやってこなかったという中で、条約には準拠せざるを得ないので、検査はすることにしなきゃいけませんけど、非常に厳しくやれば、今まで船員をできていたけど、これからはできませんというような、まさにご懸念のようなことが生じるので、今、色覚の専門のお医者さんにも相談しているところなんですけど、どう検査するかは、よく考えていかなきゃいけないなと思っています。

【落合部会長】 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

審議事項4. 船員に関する特定最低賃金の改正について

それでは、次の議題に移りたいと思いますが、審議事項の4番目でありますけれども、船員に関する特定最低賃金の改正についてというのですが、これも事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【石澤海事人材政策課長】 海事人材政策課長の石澤でございます。

資料4-1をごらんください。船員の最低賃金につきましては、現在、内航の鋼船、旅客船、それから、漁業の2業種ということで、合わせて4業種について設定されているところでございますけれども、今年度につきましては、賃金の改定状況なども踏まえまして、現行の4業種のうち、漁業の遠洋まぐろ、それから、大型いか釣りの最低賃金の改正についてお諮りをした次第でございます。何とぞよろしくご審議の上、9月開催の本部会でご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、以上でございます。

ます。

【落合部会長】 それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特になければ、この漁業（遠洋まぐろ）最低賃金、及び漁業（大型いか釣り）最低賃金の改正に関する審議につきまして、船員部会運営規則 12 条 1 項の規定に基づき、船員部会に最低賃金法 37 条 2 項の規定に基づいて、最低賃金の決定または改正の決定の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置くとなっております。

漁業（遠洋まぐろ）最低賃金専門部会、及び漁業（大型いか釣り）最低賃金専門部会を設置して審議を行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【落合部会長】 それではそのようにさせていただきます。

そして、専門部会のメンバーにつきましては、船員部会運営規則 12 条 5 項の定めによりまして、船員部会長が指名をすることになっております。具体的な人選につきましては、事務局と相談しながら進めてまいりたいと思いますので、私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【落合部会長】 ありがとうございます。それでは、後日、必要な手続を経た上で、私から指名をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

閉 会

そういたしますと、本日子定しました議事はすべて終了ということになりますが、全体、あるいは何か、特にご発言をとということがありましたらお願いしたいと思いますが、ございますでしょうか。

【林企画調整官】 それでは、事務局から。次回の部会の日程でございますが、8月26日の金曜日、14時からとさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、場所につきましては、3号館の11階特別会議室となりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

【落合部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会、第25回の船員部会を終了ということにいたします。

本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —